

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市左京区岩倉西河原町他地内			
路線名又は河川名等				
工事名	岩倉川河川維持補修工事			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課(所)名	河川整備課	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事延長				m	35.3
除草工	m2	100	掘削工	m3	50

施 工 理 由

本工事は、一級河川岩倉川の良好な河川環境を維持するため、浚渫等を行うものである。

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
内	工 事 価 格	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
訳	消費税相当額	前回	円	円	円
		今回	円	円	円
支	給 品 費	前回	円	円	円
		今回	円	円	円

京都市 建設局

積算参考資料（間接費補正一覧）

単 価 使 用 年 月	2025年10月	
歩 掛 適 用 年 月	2025年10月	
基 準 適 用 年 月	2025年10月	
単 価 地 区	2601: I 地区	
調 整 区 分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主 た る 工 種	14:河川維持工事	
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
現場管理費		
施 工 地 域 等 補 正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施 工 補 正	補正なし	1.0
週 休 2 日 補 正	補正なし	1.00
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	補正しない	0.00%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

工種	種別	細別	規格・条件	見積等項目名	単位	単価(円)	施工費（諸雑費込）等の区分	備考
除草工	堤防除草工	処分費	種別：刈草		t	35,000	処分費	管理費区分T
河川土工	掘削工	掘削機械搬入搬出	作業区分：搬入・搬出		回	56,190	施工費	
河川土工	掘削工	掘削土砂移動	機種：不整地運搬車(2t積・クローラ型ダンプ式)		m3	1,117	施工費	
河川土工	掘削工	掘削土砂積込搬出	機種：25tラフテレンクレーン		m3	4,429	施工費	
河川土工	運搬処理工	土砂等運搬	土質：土砂(草根混じり)		m3	7,130	施工費	30km以下
河川土工	運搬処理工	残土等処分	土質：土砂(草根混じり)		m3	7,560	処分費	管理費区分T

設計内訳書（本01）

工事名	岩倉川河川維持補修工事					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持								
除草工			式	1				
堤防除草工			式	1				
堤防除草(複合)		除草機種:肩掛式, 梱包の有無:梱包無し, 運搬機械:タンクトラック(オンロード・ディーゼル2t積), 飛散防止措置:有り	式	1				
運搬(堤防除草)		運搬機械:タンクトラック(オンロード・ディーゼル2t積), 梱包の有無:梱包無し, DID区間の有無:有り	m2	100				
処分費		種別:刈草	千m2	0.1				19.0km以下
			t	0.1				管理費区分T
河川土工			式	1				
掘削工			式	1				
掘削機械搬入搬出		作業区分:搬入・搬出	回	2				
掘削		土質:土砂, 施工方法:上記以外(小規模), 施工数量:小規模(標準)	m3	50				
掘削土砂移動		機種:不整地運搬車(2t積・クローラ型タンク式)	m3	50				
掘削土砂積込搬出		機種:25tラフテレンクレーン	m3	50				
運搬処理工			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	岩倉川河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土砂等運搬	土質:土砂(草根混じり)	m3	50				30km以下
残土等処分	土質:土砂(草根混じり)	m3	50				管理費区分T
仮設工		式	1				
交通管理工		式	1				
交通誘導警備員	交通誘導警備員B	人日	9				
直接工事費		式	1				
共通仮設		式	1				
共通仮設費		式	1				
現場環境改善費		式	1				
みやこ柚木工事看板	規格:1,100×1,400	枚	1				
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	岩倉川河川維持補修工事				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

特記仕様書（個別工事編）

工事名 岩倉川河川維持補修工事

工事場所 京都市左京区岩倉西河原町他地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和7年8月京都市）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和7年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「完全週休2日（土日）」又は「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

本工事は、前払金及び中間前払金の対象外とする。

2 現場条件に関する事項

第5条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等に留意すること。

1 除草工

- （1） 除草作業に際しては、カッターによる小石等の飛散がないように、飛散防止シートを利用するなど、対策を行うこと。飛散等により、通行人、通行車両及び当該工事施工箇所に隣接する民家等に損害を与えた場合は、受注者の責任において処理を行うこと。
- （2） 雑草以外の植物を誤って刈り取らないように、除草を行う前に、監督職員と事前立会を行うこと。万が一、雑草以外の植物を刈り取った場合は受注者の責任において植え換え処理を行うこと。
- （3） 刈取った草は速やかに集草し、適正な施設で処分すること。適正な施設以外での焼却（いわゆる野焼き等）は絶対にしないこと。
- （4） 刈取った草の運搬を行う場合は、シートをかぶせるなど、運搬物が飛散しないようにしなければならない。
- （5） 除草作業の際、刈草が河川に流れないように留意すること。
- （6） 地元自治会において除草を行う箇所についてはその処分等について、できる限り協力すること。

2 河川土工

- （1） 道路幅員が狭小のため、通行止めが必要となる区間があることから、交通管理者との協議に要する資料については余裕をもって監督員に提出すること。
- （2） 土砂の搬出に際して、処分先と現場の土砂の性状について協議すること。その際、草根混じりの程度によって、処分単価が変更となる場合がある。その場合、監督職員と設計図書に関して監督職員と土砂の搬出前に協議するものとし、設計変更の対象とする。

3 その他

- （1） 施工にあたっては地元や関係機関等と密に調整を図ること。また、施工予定については事前に本市監督員に連絡すること。
- （2） 施工中は、安全に十分配慮し、通行人、通行車両及び民家等に損害を与えないよう十分注意すること。また、損害を与えた場合は、監督員に遅延なく報告のうえ、請負人の責任において対処すること。
- （3） 施工中やむを得ず民地に立ち入る必要が生じた場合は、事前に所有者の了解を得ること。
- （4） 共通仕様書及び本特記仕様書の内容を十分理解して施工し、疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示を受けること。
- （5） クレーンのアウトリガー等で既設舗装等に損傷を与えないようにすること。損傷を与えた場合は、請負人の責任において対処すること。

第6条（施工時間）

施工時間は、昼間施工とする。ただし、関係機関等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

第7条（工程）

週間工程表は、施工する前週金曜日（閉庁日の場合は直前の開庁日）の12時までに監督職員へ提出すること。

第8条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配 置 場 所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編 成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員 の有無
施工場所	1～2 名	交 通 誘 導 警 備 員 B	昼 間	無

第9条（工事現場の現場環境改善等）

現場環境改善等の実施項目については、以下のとおりとする。

なお、現場条件等により下記項目に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

（項目、仕様及び設置枚数の例）

項 目	仕 様	設置枚数
工事標示板	・ みやこ杉木を用いた看板 納品時に、生産事業体が発行する「みやこ杉木の出荷証明書」の原本又は写しを提出すること。 ・ 看板サイズは横 1,100×縦 1,400mmとする。 ・ 表示面はアクリル板とし、アクリル面に業務内容を印字する。	1 枚

設置箇所及び表示する内容については、監督職員と協議のうえ決定するものとする。

3 監督職員の確認に関する事項

第10条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第11条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外」

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
堤防除草工	堤防除草(複合)	刈高検測（10cm）
河川土工	掘削	浚渫前施工量確認、完了確認

4 建設副産物に関する事項

第12条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (刈草)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市西京区樫原秤谷町39番地	設計運搬距離 L = 18.6km

2 建設発生土が発生する場合の対応（指定地処分）

受入地が発行する書類、伝票などの写しを監督職員に随時提出するとともに、その原本との照合による確認を検査時まで監督職員に受けるものとする。

なお、建設発生土の搬出に当たり、仮置きが必要な場合は、沿道環境に配慮した搬出計画を立てるものとし、書面等により事前に監督職員の確認を受けること。

原則、下表に示す受入先へ搬出するものとするが、土質性状や搬入時期等により搬出できない場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によるものとする。

ただし、実施日において、公共工事間で流用可能な場合は、工事間流用を最優先するものとし、設計変更の対象とする。

<建設発生土>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生土	(指定地処分) 株式会社洛東建設 京都市南区吉祥院長田町10	設計運搬距離 L = 16.2km

本工事では土壌調査費等を計上していないが、建設発生土について、以下の事項のいずれかに該当する場合は土壌調査が必要となる。その場合は、設計変更の対象とする。

- (1) 指定している受入場所がある地方公共団体の関係法令に基づく土地の埋立等の許可を得た事業者である場合
- (2) 本工事の土砂等の性状（色、臭い等）や廃棄物の混入等の状況が埋立基準に適合しないおそ

れがある場合

(3) 上記の(1)(2)以外に土壌調査が必要となった場合

なお、土壌調査を実施することとなる場合は、建設発生土の搬出前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第 122 条第 1 項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

3 建設発生土の受入地の変更

土質性状や搬入時期等により指定する受入地に搬出ができない場合、監督職員は京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設の中から積算上の 2 番目以降の受入地（以下、「積算受入地」という。）を順次指定し、受注者は搬出の可否を確認するものとする。

積算受入地への建設発生土の搬出について、監督職員と協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

なお、受注者は、積算受入地に代えて、京都市土木積算システム設計単価第 5 編及び公共物 G I S に掲載している他の施設、又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設の中から別の受入地（以下、「提案受入地」という。）を提案することができる。

提案受入地への建設発生土の搬出が適正であると認められる場合はこれを妨げないが、設計変更の対象としない。また、提案受入地での処分に掛かる費用が、積算受入地での処分に掛かる費用を下回る場合は、減額の設計変更を行うものとする。

5 その他事項

第13条（工事書類の提出）

完成検査の受検に向けた出来形図書については、工期末の30日前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の15日前までに提出すること。

第14条（情報共有システムの利用）

1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。

3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。

4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>

第15条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1） 「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやiPhone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけでなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

箇所図

